

都市計画法に基づく都市計画の提案及び判断等について
～平和地区～

1 都市計画の提案内容

(1) 都市計画の種類等

千歳恵庭圏都市計画平和地区地区計画の変更

(2) 提案理由

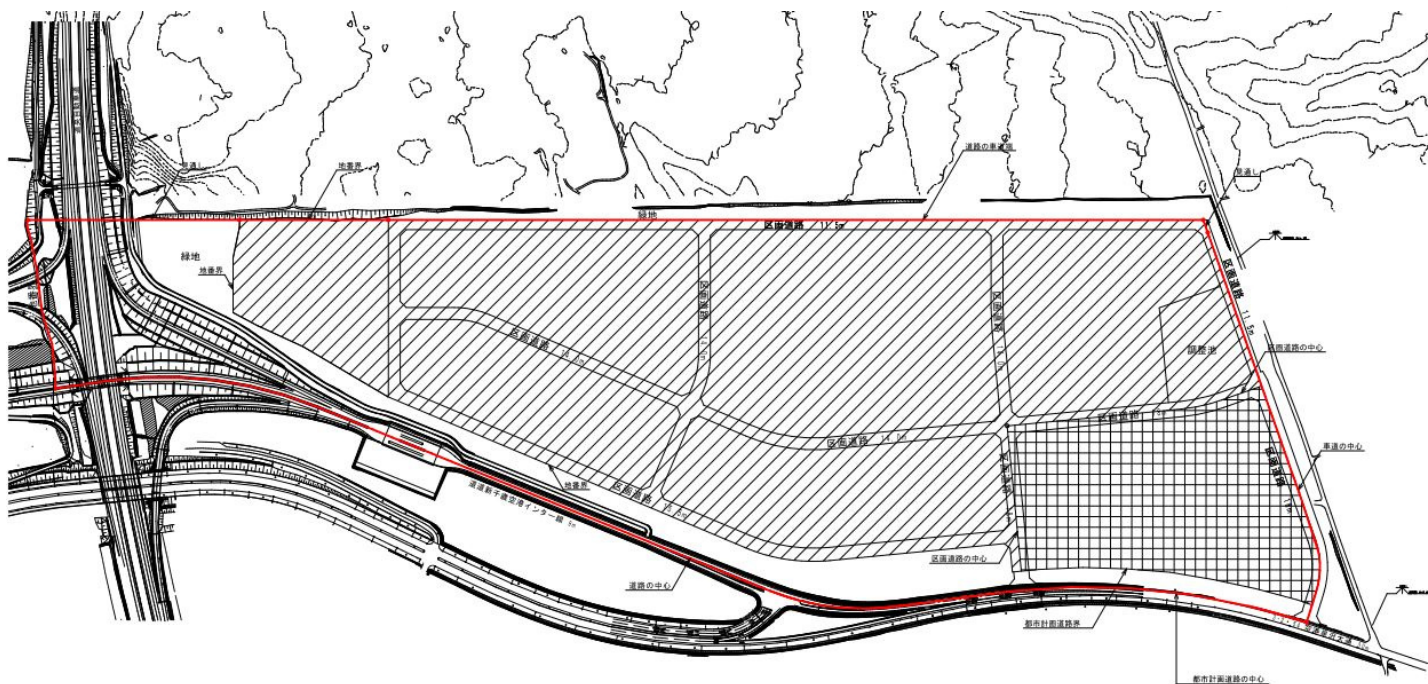
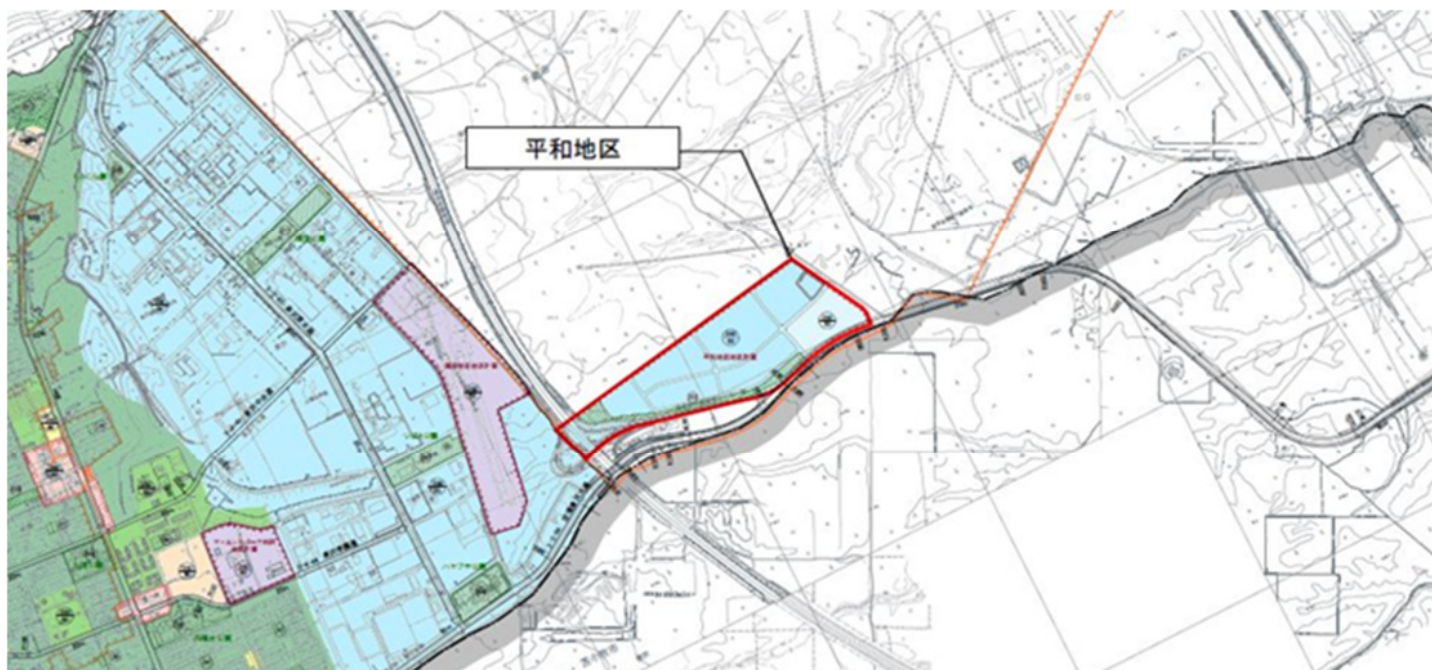
半導体関連物流産業の誘致及び危険物の保管倉庫等の複合的な物流関連産業の集積を図るため。

(3) 提案の位置、区域、面積

位置：平和の一部

区域：次ページの箇所図のとおり

面積：50.0ha



凡 例	
	地区計画区域界
地区整備計画区域	
	業務施設地区
	業務補完 交流地区

2 千歳市の判断、理由

(1) 判断および理由

本提案について、次の理由により、都市計画の変更が必要と判断し、提案を踏まえた都市計画の変更を決定しました。

(理由)

本提案内容及び理由は、「複合的な物流関連産業などの集積を図る」としており、「千歳市第3期都市計画マスタープラン」の土地利用方針に適合するため。

(2) 変更した都市計画の内容

平和地区地区計画における地区整備計画の「建築物の用途の制限」を変更

平和地区地区計画計画書

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		平和地区	
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり	
	地区整備計画の区域の面積		40.3ha	
	建築物等に関する事項	地区の細区分 (計画図表示のとおり)	業務施設地区 (33.7ha)	業務補完・交流地区 (6.6ha)
		建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 カラオケボックスその他これに類するもの 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 4 自動車教習所 5 畜舎 6 展示場 7 建築基準法別表第二（る）項（第2号を除く。）に掲げるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 兼用住宅 4 物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの（業務補完・交流地区内において事業の用に供する建築物を所有する者が設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のものを除く。） 5 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 6 カラオケボックスその他これに類するもの 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 11 自動車教習所 12 畜舎 13 建築基準法別表第二（ぬ）項（第2号及び第4号を除く。）に掲げるもの
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡	500㎡
		建築物等の形態及び意匠の制限	建築物の屋根、外壁、その他戸外から望視される部分及び独立して築造設置する屋外広告物は、刺激的な色彩又は装飾を避け、美観、風致を損なわないものとする。	建築物の屋根、外壁、その他戸外から望視される部分及び独立して築造設置する屋外広告物は、刺激的な色彩又は装飾を避け、美観、風致を損なわないものとする。
備考		用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。		